

小牧市立こども園の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第 3 2 号

小牧市立こども園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、小牧市立こども園（以下「こども園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園としてこども園を設置する。

(名称及び位置)

第3条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小牧市立中央こども園	小牧市中央六丁目101番地

(職員)

第4条 こども園に園長、保育教諭その他こども園の管理業務に必要な職員を置く。

(入園児童)

第5条 こども園に入園することができる児童は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、定員の範囲内において、同項に規定する児童以外の者を入園させることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、こども園の管理について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に

関する条例の一部改正)

- 2 小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年小牧市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び小牧市立保育園」を「並びに小牧市立保育園及び小牧市立こども園」に改める。

第4条第1項中「第4条第2項」の次に「又は小牧市立こども園の設置及び管理に関する条例(令和8年小牧市条例第32号)第5条第2項」を加える。